

# 宇城 P T A 連合会会則 (改正後全文)

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、宇城 P T A 連合会と称する。

### (所在地)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

### (目的)

第3条 本会は、宇城管内の公立小・中学校単位 P T A (県立校を除く。以下「単位 P T A」という。) の相互の連携により、教育の振興、会員の研修に努め、児童・生徒の健全育成を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 宇城管内の単位 P T A 相互の連絡提携に関すること。

(2) 関係当局との連絡に関すること。

(3) 各種団体との連絡提携に関すること。

(4) 熊本県 P T A 連合会との連絡調整に関すること。

(5) その他目的達成に必要な事項

### (表彰)

第5条 本会の発展に特に貢献があった者については、表彰することができる。

## 第2章 組織

### (会員)

第6条 本会は、宇城管内の単位 P T A のうち本会の目的に賛同する者をもって組織し、当該単位 P T A の会員を会員とする。

### (入会)

第7条 本会への入会に当たっては、別に定める入会申込書を本会会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

### (退会)

第8条 本会からの退会に当たっては、別に定める退会申込書に総会会議録を添付の上、本会会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

## 第3章 機関及び役員

### (機関)

第9条 本会に議決機関として総会を置き、執行機関として理事会を置く。

2 前項に規定するもののほか、本会に執行機関の附属機関として、会長会を置く。

### (構成)

第10条 総会は、単位 P T A の会長及び女性代表並びに校長 (以下「評議員」という。) で構成する。

2 理事会は、会員 (原則として評議員) のうちから市町 P T A 及び校長会が推薦する者 (各号記載のとおり。以下「理事」という。) で構成する。ただし、市町 P T A からの要望があり総会が認めるときは、各市町 1 人を限度として年度内の理事数を増加することができる。

(1) 宇土市 6 人

(2) 宇城市 8 人

(3) 美里町 2人

(4) 校長会 2人

3 会長会は、単位 PTA の会長で構成する。

(役員)

**第11条** 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 会計理事 1人

(4) 業務担当理事 15人以内

(5) 学校代表理事 2人

(6) 監事 3人

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて顧問、参与を置くことができる。

(役員の任期)

**第12条** 役員の任期は、就任後1回目の宇城PTA連合会定期総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が任期満了又は辞任により退任した場合は、その役員は後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の決定)

**第13条 第11条** 第1項第1号から第4号までに規定する役員は、理事の互選により総会の同意を得て決定する。

2 学校代表理事は、校長会の推薦により総会の同意を得て決定する。

3 監事は、次に掲げる者について理事会又は教頭会の推薦により総会の同意を得て決定する。

(1) 保護者代表 2人

(2) 教職員代表 1人

4 顧問及び参与は、理事会の推薦を基に会長が委嘱する。

5 熊本県PTA連合会理事候補は、原則として次に掲げるとおりとし、役員（学校代表理事及び監事を除く。）のうちから理事会の推薦により総会の同意を得て決定する。

(1) 宇土市 1人

(2) 宇城市・下益城郡 1人

(役員の解任)

**第14条** 役員を解任する場合は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(役員の任務)

**第15条** 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 会計理事は、会計事務を掌理し、会計の状況を理事会に報告する。

4 業務担当理事は、委員会の所管業務を処理する。

5 学校代表理事は、本会と学校との意見調整を行う。

6 監事は、本会の経理を監査し、総会で監査報告を行う。

7 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の運営について相談に応じる。

8 参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

#### 第4章 会議

##### 第1節 総会

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 定期総会は年1回5月開催を原則とし、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会の付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他理事会において重要であると認め付議された事項

4 総会は、構成員の過半数（成立に関する委任状を含む。）の出席によって成立する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

##### 第2節 理事会

第17条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

2 理事会の付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会議決事項の執行に関する事項
- (3) 総会の委任を受けた事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

4 理事会の議事は、出席者の3分の2以上で決定する。

##### (常設委員会)

第18条 理事会に次の委員会を置く。

- (1) 研修委員会
- (2) 広報委員会

2 委員会に委員長を置き、業務担当理事全員をもって、これに充てる。

##### (特別委員会)

第19条 前条の規定にかかわらず、理事会に特別委員会を置くことができる。

2 委員の構成は、理事会で定める。

#### 第5章 庶務会計

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長その他必要な職員は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営経費)

第22条 本会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) 寄付金

(4) その他

2 前項第1号に規定する会費は、理事会においてその額を定め、総会の承認を得て決定する。

(特別会計)

**第23条** 本会に一般会計と区分して経理を行うため、次に掲げる特別会計を設置する。

(1) 事務機器購入特別会計

(2) 九州 P T A 研究大会特別会計

(3) 熊本県 P T A 研究大会特別会計

2 特別会計は、毎年度それぞれの会計毎に総会の議決を経なければならない。

(基金)

**第24条** 一般会計における財源調整を行うため、及び災害等の特別な支出に備えるため、基金を設置する。

2 基金へ積み立てる額は、毎年度予算で定める。

3 基金の処分に当たっては、理事会の承認を得なければならない。

(会計監査)

**第25条** 監事は、会計年度終了後直ちに会計監査を行い、その結果を総会に報告し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の3分の1以上から請求があったときは、速やかに会計監査を行い、その結果を会員に公表しなければならない。

(文書管理)

**第26条** 本会の文書は、事務局において適正に管理するものとする。

2 文書の保存期間は原則5年とし、5年毎に廃棄又は延長の判断を行うものとする。

3 文書の廃棄又は保存期間の延長は、理事会の同意を得て、会長が決定する。

**第6章 補則**

(会則の改正)

**第27条** この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ改正できない。

(解散)

**第28条** 本会を解散するには、評議員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他)

**第29条** この会則に定めるもののほか本会の運営について必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この会則は、平成14年5月24日から施行する。

この会則は、平成15年5月25日から施行する。

この会則は、平成16年5月22日から施行する。

この会則は、平成16年7月6日から施行する。

この会則は、平成18年5月27日から施行する。

この会則は、平成19年5月26日から施行する。

この会則は、平成27年5月15日から施行する。

この会則は、令和4年5月13日から施行する。

この会則は、令和6年5月11日から施行する。